

環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ

第2回部会（3/27）、第3回部会（4/10）の検討班での議論等をもとに、各リーダーが検討班におけるこれまでの議論内容、今後の課題等についてとりまとめた。

<目次>

1. 自然環境班	1
2. 水質班	3
3. 利用班	5

1. 自然環境班 (リーダー：川端委員)

議論を深めるための意見募集の経緯

- 1) 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(H14.12.11)」に関する委員からの質問徴集を行なった(2/10 締めきり)
- 2) 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(H14.12.11)」および「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に係わる具体的な整備内容シート(第1稿)(H15.3.17)」について、自然環境検討班委員から議論すべき論点の徴集を2回行なった(3/20, 4/7 締めきり)。

議論の成果と課題

- 1) 自然が自然を、川が川を作る事の理念が十分反映されていない。
 - (1) 野生生物保全のための「何もしない区域」「立ち入り禁止区域」の設定が必要。
 - (2) 自然環境が良好な生態系を極力保存し、それを参考にして生態系の回復を図ることが必要。
 - (3) 技術開発が必要。森林-河川を一体と捉えた管理方法など。
 - (4) 変動を十分許容する河川空間の確保が必要。
- 2) 住民との協働の観点で十分反映されていない。
 - (1) 少人数の委員会の設置も必要。
 - (2) 河川レンジャーの役割を具体的に検討する必要がある。
 - (3) 多様な考え方、知識、技術を生かした住民参加のあり方を具体的に検討する必要がある。
 - (4) 情報を共有する施策の検討が必要。
- 3) 戦略的環境アセスメント(事業者の主体的実施、外部の意見の反映、複数案の比較評価、スコピング、評価結果の意思決定への反映)の理念が十分反映されていない。
 - (1) 便益/事業費の評価の観点が欠落している。
 - (2) 試験運用とモニタリングのフィードバックが必要。
 - (3) 一般住民参加の環境アセスメントが必要。
 - (4) 現在工事中の事業の進め方の明確な方針の提示が必要。
 - (5) 順応的管理の視点を加える。
- 4) 生態系の保全の考え方の検討が必要。
 - (1) 生物の生息に必要な空間規模の検討が必要。
 - (2) 普通の生物の保全が必要。
 - (3) 作った構造物が壊れても良いという考え方が必要。
 - (4) 工事による水辺移行帯の公園化は行なわない。
 - (5) 構造改善に加え、魚類の汲み上げ等のソフトが必要。
 - (6) 1960年代の河川の姿を明確にする必要がある。
 - (7) 生態系機能の多面的評価する施策を加える必要がある。
 - (8) 外来種が侵入、繁殖しにくい環境の検討が必要。

5) 生物の生息に配慮した施行の検討が不十分。

- (1) 工事は下流から上流に進める事を原則とする。
- (2) ミティゲーション効果を考慮した工法が必要。
- (3) 過去の事業の評価が必要。
- (4) 環境水量は水需要管理により生み出し、新規ダムの建設、拡大は原則として行なわない。

6) 用語の共通理解が必要。

- (1) ビオトープ
- (2) 修復、回復、再生、保全

2. 水質班（リーダー：宗宮委員）

（プロローグ）

水質班として、河川管理者への質問事項7点、水質関連の論点12点を提示し、議論に入った。基本的には各個別項目について個別な返答は無く、以下のような印象を得た。

環境の時代は管理の時代であり、どのように河川として対処するのかをまず問い、環境の時代へ向けて、河川管理者として管理目標水質値を挙げうるのかを質問したが、「河川水質値の管理は公害の時代の環境基準値に準拠する方式しか考えていない。ここにしか管理根拠がないと認識している。管理の根拠が明確でない目標水質値を上げて、規制の設定や基準遵守的な指導は出来ない」。

触れて遊べる水質、あるいは生息する魚が食しうるレベルの水質などとして、具体的には各地域特性に応じ、地元民の意向・同意を得つつ、管理目標としての水質値を設定していく方向もあるのではとの意見が出たが、「必要なら協議会で協議する。」との立場。

4.2.4 水質の項にも、「生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質などを新たな目標として・・・」と記載されている内容について、具体的に新概念から対象水質をどう与えるかなどの方向性については、現時点では示すだけで、特定に検討・考慮されているものはない。

河川法上可能な水質の監視、悪水排水事業所への立ち入りなどの質問では、実績としてないとのこと。水質管理は現場、現地から始まる事を考えると、水質を自分で実測し、もっと実感する体制を整えねばならない。

（討論の成果と方向性）

1. 河川管理者として、河川管理目標を具体的に設定する方向にはない。設定しても、縦割り行政の中で、複合的な関連機関に認知されることが困難と考えたため。
2. 新たな水質基準を設定する権限がないと考える以上、ポジティブな水質マネジメントの実施をといわれても対処する根拠にかける。また、目的別水質マトリックス的なガイドラインの設定にたいしても、具体的な方策がわからないとの事。
3. 水質管理は30年前の公害の時代に作り上げられた水質管理規範、方式を踏襲する。自然生態系さえ復活すれば（自然に任せておけば）自浄作用が期待でき、一部分でも浄化に寄与するという考のように受けとられた。環境の時代では、もはや月1回測定の水質による評価水質管理では、住民が感覚的に詳細な時間的水質変化がほしいという時代感覚に合わない。
4. 環境の時代における身近な水辺の、時々刻々の変化を知りたい住民の持つ問題意識（情報）を聞きだし、行政上の仕事に日々利用するようなシステムを作成してほしい。従来のごとくご意見を聞き置き、文書化するだけの行政体、管理主体では不十分である。

5. 琵琶湖・淀川水質管理連絡協議会の組織、活動範囲などについて、アイデアが示されていない。旧来から存在する淀川水質汚濁防止連絡協議会のイメージが強く、年間の水質情報交換会か、緊急時に上水道関連機関が実働して対応するためのものととられる。河川管理者として、関連情報の収集（物理環境変化、水量変化、生態系の変化など）・集積、常時事業を遂行する場として、財政的に、人的に援助し、また分析・解析・モデル予測・警報などを出すため、教育・解析・公表機関として位置づけているのか、住民がどう係わるのか、取得データの公表はどうするのか等、河川管理者が持っている光ファイバーシステム・流水保全水路などどう活用するのかなど目標・内容・機能評価が明確でない。特に琵琶湖淀川水質保全機構との関連を明確に位置づける必要がある。

3. 利用班（リーダー：桝屋委員）

河川利用の基本的な考え方

- ・河川の利用については、「河川生態系と共生する利用」を基本に「川でなければできない利用」「川に活かされた利用」を重視する。
- ・こういった点から、「適切な河川利用の仕組みづくり」や「地域特性への配慮」を行う。

上記内容に基づいて意見交換を行った。概要は次のとおり。

1. 水域利用

- ・泳げる川・遊べる川
泳げる川・遊べる川をめざして急傾斜護岸の緩傾斜化などが計画されている。
泳げる水質への改善が課題である…水質G
- ・ボート・カヌーなどの利用
ボート・カヌーの使用のためのポートが計画されている
- ・水上バイクなどの利用規制
淀川水面利用調整協議会などで検討が行われ利用区域の規制などが行われている

2. 水陸移行帯利用

- ・水陸移行帯
水陸移行帯のため横断方向の河川形状の修復が計画されている
今のところ水陸移行帯という区分を新しく設定する予定はない

3. 高水敷利用

- ・提言の理念「長期的にグラウンドなど堤内に戻していく」を念頭において、新たに河川利用委員会（仮称）を設置予定
この委員会の詳細について別途情報提供を受ける予定
- ・一部の高水敷では冠水しやすくなるよう形状の変更を計画中

4. 堤外民地・不法占拠など

- ・ホームレス対策・違法行為対策・迷惑行為対策が計画されている

5. 舟運

- ・緊急用船着場の設置、閘門の設置の検討、航行確保のための水深確保対策の検討、などが行われている

6. 漁業

- ・漁業を河川整備にどう位置付けるか検討中

7. 砂利採取

- ・砂利採取規制計画などに基づいて管理を実施中、

8. 諸権利

- ・高水敷の占用権については河川利用委員会（仮称）などで見なおしの予定